

## 資 料

## 韓国における幼児特殊教育の現状と課題

金 珍 熙\*・園山 繁樹\*\*

本論文では、韓国の幼児特殊教育の現状を概観し、その内容を紹介するとともに、今後の課題を検討することを目的とする。韓国における特殊教育関連法の中で、従来の「特殊教育振興法」が廃止され、「障害者等に対する特殊教育法」が新たに制定され、2008年5月に施行された。障害者等に対する特殊教育法においては、特に、特殊教育の対象となる幼児の義務教育年限を拡大し、0歳～3歳未満を無償教育、満3歳～満5歳までを義務教育とするとともに、乳幼児期から障害種別と程度を考慮し、特殊教育及び特殊教育関連サービスを提供しなければならないことが新たに規定された。2011年4月現在、障害幼児に対して義務教育を実施するための教育要件を充足している機関数は、特殊学校155校、幼稚園特殊学級247学級、幼稚園通常学級1,119学級であり、障害児専門保育施設150ヶ所、障害児統合保育施設537ヶ所、一般保育施設368ヶ所である。しかしながら、幼児特殊教育教員免許状所持者の配属率は低く、義務教育対象障害乳幼児に対する教育および保育の質が問われている。今後、質の高い幼児特殊教育を保障するために、義務教育実施機関における特殊学校幼稚園教師免許状所持者の確保および、障害幼児担当教師に対する定期的な研修の実施など、教師および保育士の専門性を強化することが求められる。

キー・ワード：韓国、障害幼児、幼児特殊教育、障害者等に対する特殊教育法

## I. はじめに

韓国における特殊教育関連法の中で「障害者等に対する特殊教育法（以下、新法）」が2007年5月に新たに制定され、2008年5月に施行された。従来の「特殊教育振興法（以下、旧法）」では、初・中等教育を中心に規定され、障害のある乳幼児及び成人のための教育支援に関する具体的な役割の提示が不十分であったため、法律の実効性の確保が困難であった（教育科学技術部<sup>1)</sup>, 2008a）。そこで、新法では、特殊教育の対象となる幼児の義務教育年限を規定し、0～満3歳未満を無償教育、満3歳～満5歳までを

義務教育期間として拡大するとともに、国と地方自治体は乳幼児期の特殊教育施策を講じなければならないことや、乳幼児期から障害種別と程度を考慮し、特殊教育及び特殊教育関連サービスを提供しなければならないことが、新たに規定された。

韓国では、幼児特殊教育に関する用語として、0歳～満2歳の乳幼児及びその家族のために提供される、協働的・総合的な特殊教育サービスを「早期介入」と呼び、満3歳～満5歳の障害幼児の特別なニーズを満たすために提供される特殊教育サービスを「幼児特殊教育」と呼び、「障害幼児の就学前教育」は、早期介入と幼児特殊教育の両方を含む概念として用いられている（イ, 2003）。韓国における幼児特殊教育は、

\* 大邱大学校特殊教育・リハビリテーション科学研究所

\*\* 筑波大学人間系

満3歳～満5歳の障害幼児を対象にして、特殊学校幼稚部、幼稚園課程特殊学校<sup>2)</sup>、公・私立幼稚園の特殊学級で行われている。

また、韓国の障害児保育については、1991年に「乳幼児保育法」が制定された後、1997年の一部改正により「障害児専門保育施設の運営基準」が設けられ、障害児保育への取り組みが開始された。具体的には、1997年の「保育指針」の施設運営費の項目に、「障害児専門保育施設でない機関で障害児学級を編成・運営している場合は、障害児学級の運営にかかる人件費を支援する」といった、統合保育に関連する項目が明示された（パク, 1997）。韓国における障害児保育は、0歳～満5歳の障害乳幼児を対象に、「障害児専門保育施設<sup>3)</sup>」と「障害児統合保育施設<sup>4)</sup>」で行われている。

新法制定後韓国では、障害乳幼児に対する義務教育と無償支援について、質の高い支援を提供するための様々な課題が残っている。例えば、チェ・パク・イ・クム（2009）は、幼児特殊教育機関や保育施設等、様々な教育・保育機関で義務教育および無償支援を受けている障害乳幼児に対して、一人ひとりのニーズに応じた保育プログラムの適用や、障害乳幼児のための教育（保育）課程の修正・編成等について、多くの幼児特殊教育関係者らが難しさを感じており、改善すべき課題が多いことが示された。また、キム（2011）は、義務教育と無償支援の対象である障害乳幼児が利用する保育施設について、特殊学校幼稚園教師免許状を所持する教員の確保および、障害児保育に関する保育士の専門性向上が急務であると指摘した。

そこで、本論文では、日本の障害児保育とは実施形態等様々な点において異なっている韓国の幼児特殊教育の現状を概観し、その内容を紹介するとともに、今後の課題を検討することを目的とする。そのため、資料として、幼児特殊教育と障害児保育に関する学術論文及び特殊教育に関する法律等を分析対象とした。

## II. 韓国の幼児特殊教育の発展経緯

韓国における特殊教育自体は、1977年に旧法が制定されたことによって、特殊教育機関数が大きく増え、特殊教育の対象となる幼児・児童・生徒数も大きく増加した。また、旧法の施行により、国・公立特殊教育機関に就学する者と私立特殊教育機関の義務教育課程に就学する者が無償教育を受けるようになった。さらに、私立特殊学校の運営費、施設費、実験・実習費、教員の給料等、特殊教育に必要な経費の国庫補助を提供することによって、特殊教育の公的責任の時代が開かれるようになった（キム, 2010）。

障害乳幼児に関する規定は、1994年の旧法全文改正により初めて定められ、障害乳幼児に対する幼稚園課程の教育を促進するために、早期発見や、教員養成、教育施設・設備の拡充など、幼児特殊教育に必要な施策を講じなければならないことが規定され、無償の幼児特殊教育実現のための法的基礎が設けられた（イ・カン・チョ, 1999）。それを契機に、韓国における幼児特殊教育の量的な発展が図られるようになった。

そして、1997年には、幼稚園課程のみを運営する「幼児特殊学校」の名称で、「幼稚園課程特殊学校を設立するための基準」が定められた。これを契機に、幼稚園課程特殊学校の新設及び既存の私設早期教室が幼稚園課程特殊学校へと改称・認可され、2003年には全国11の幼稚園課程特殊学校が運営されるようになった。そこで、1997年には4つの幼稚園に5つの特殊学級が設置され、30名の発達遅滞児が就園していたが、2003年には72の幼稚園に84の特殊学級が設置され、339名の発達遅滞児が教育を受けるようになった（教育人的資源部, 2003）。また、5名以上の障害幼児が在園している通常の幼稚園に特殊学級設置を認可し、人件費と運営費を支援する政策が実施されるなど、特殊学級の設置を奨励することによって、障害幼児の無償教育の拡充が図られた（イ, 2003）。

アメリカ合衆国では、1969年の「政府からの100万ドル資金」を用い、24のモデルプログラムが開発され、600以上のモデルプログラムへ

## 韓国における幼児特殊教育の現状と課題

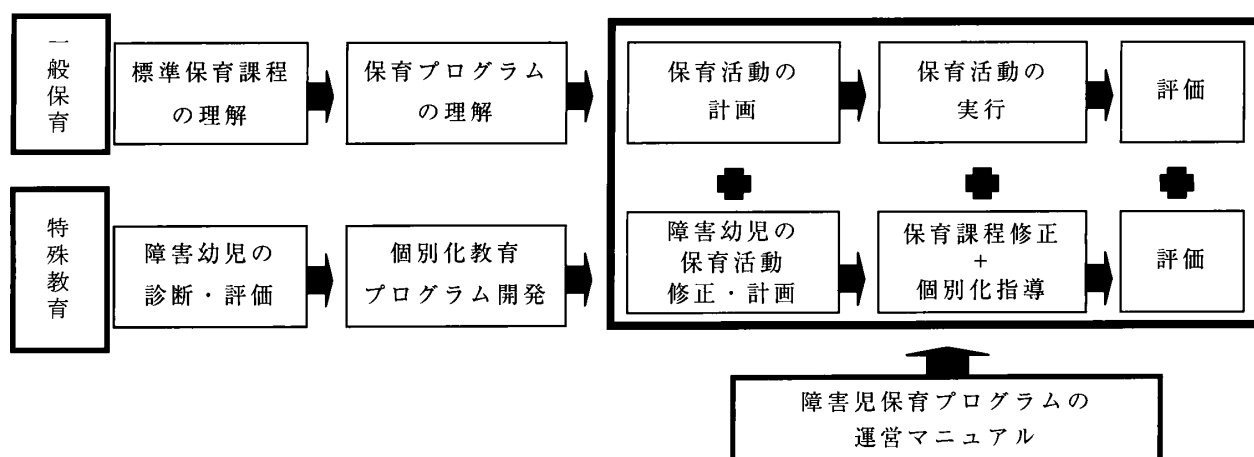


Fig. 1 障害児保育プログラムの運営手続き (保健福祉家族部, 2008)

と拡散されてきた (イ, 2000)。しかし、韓国の場合は、1994年に満3歳～満5歳の障害幼児のための無償教育が立法化されたにも関わらず、それを活性化するためのモデルプログラムの運営は行われず、消極的な政策下で幼稚園課程特殊学校の認可と設立に取り組んできたため、幼児特殊教育のモデルプログラムを運営するための財政の確保が先決課題となっていた。

韓国の幼児特殊教育は新法制定により、障害乳幼児への統合教育および統合保育の法的根拠がさらに明確になり、幼稚園特殊学級や幼稚園課程特殊学校以外の保育施設においても、障害乳幼児に統合保育を行う際には、「乳幼児保育法」第29条及び「同法施行規則」第30条に規定された「標準保育課程」に基づいて、障害児保育プログラムを運営するよう、「障害児保育プログラム運営マニュアル」が開発された (保健福祉家族部<sup>5)</sup>, 2008)。「障害児保育プログラム運営手続き」は、Fig.1に示したように、一般保育プログラムとは異なるプロセスによって実施されなければならない。例えば、障害児保育プログラムの運営手続きは、一般的な保育課程の修正と個別化指導の2つの原理に基づき、個々の障害幼児の活動参加及び相互作用を促進するために、保育活動や日課を修正し、障害幼児の個別目標を通常の保育活動の中にどのように埋め込むかに関する段階別手続きが用いられる。

教育科学技術部が発表した「2011年度特殊教育運営計画」(教育科学技術部, 2010)では、障害乳幼児への無償教育の支援計画として、①障害乳幼児の無償教育の導入に関する広報及び実態調査、②障害乳幼児の教育実施のための様々な支援システム開発、③障害乳幼児の無償教育実施に関する教育及び研修の実施、④障害乳幼児教育に関する随時相談および無償教育支援体制の導入、が推進されている。そして、障害乳幼児への無償・義務教育範囲の拡大により、国と地方自治体は特殊教育対象幼児への義務教育のために、入学金、授業料、教科用図書費、及び給食費を支出することとなり、他に学校運営支援費、通学費、体験学習費等も予算の範囲内で補助することが可能になった。

以上、韓国における幼児特殊教育の歴史は短いですが、特にアメリカ合衆国の理論と実践原理の導入を中心に発展し、1990年代後半からの量的拡大とともに、新法制定により、質的向上が進められている。

### Ⅲ. 韓国における特殊教育対象乳幼児の現況

2011年4月現在、新法制定により特殊教育対象となる障害種別はTable 1に示した10の障害の他に、大統領令の定めによる障害が含まれる。2011年特殊教育年次報告書によると、2011年4月現在、幼児特殊教育および統合教育を受けている障害乳幼児は3,723名 (満3歳未満356名、

Table 1 特殊教育対象幼児・児童・生徒の現況

2011年4月現在(人)

区分	特殊教育 学校	通常学校		特殊教育 支援 センター	計		
		特殊 学校	通常学級 (全日制統合)				
特殊教育対象児童・生徒数	24,580	43,183	14,741	161	82,665		
児 童 ・ 生 徒 数	障 害 種 別	視覚障害	1,495	344	466	10	2,315
		聴覚障害	1,153	916	1,597	10	3,676
		精神遅滞	15,819	25,498	3,789	26	45,132
		肢体障害	3,371	4,079	3,211	66	10,727
		情緒・行動障害	429	1,766	622	-	2,817
		自閉性障害	1,917	4,312	580	-	6,809
		コミュニケーション障害	86	790	749	6	1,631
		学習障害	20	4,188	1,398	-	5,606
		健康障害	35	472	1,722	-	2,229
		発達遅滞	255	818	607	43	1,723
		計	24,580	43,183	14,741	161	82,665
課 程 別	学 齢 期 以 降	乳幼児(満3歳未満)	195	-	-	161	356
		幼稚園課程 特殊学校	特殊学校 幼稚園部	幼稚園 特殊学級	幼稚園 通常学級	-	3,367
		211	572	924	1,660		
		初等学校	7,115	22,414	5,595	-	35,124
		中学校	6,079	10,951	3,478	-	20,508
		高等学校	7,553	8,878	4,008	-	20,439
		(専攻科)	2,855	16	-	-	2,871
計	24,580	43,183	14,741	161	82,665		
学校およびセンター数	155	6,080	6,598	187	10,006		
			9,664				
学級数	3,842	8,415	13,679	41	25,977		
特殊学校(級)教員数	7,054	8,658	-	222	15,934		
特殊教育補助員配置数	2,294	5,930	712	-	8,936		

出典：特殊教育年次報告書(教育科学技術部, 2011a)

幼児3,367名)であり、満3歳未満356名のうち、特殊教育支援センター<sup>6)</sup>から支援を受けている乳幼児161名のうち64名は、家庭・病院・施設等で巡回教育を受けている(Table 1)。2011年4月現在、家庭・施設・病院・学校等へ巡回、派遣の形態で実施される巡回教育は、228の特殊学級997名、426の特殊学級1,963名、特殊教育支援センター4,130名を対象に実施されている。巡回教育を担当している教師は、特殊学校240名、特殊学級520名、特殊教育支援センター676名で1,436名である(教育科学技術部, 2011a)。

また、保育統計(保健家族部, 2011)によれば、2010年12月現在、障害児保育機関の現況は、Table 2に示したように、政府支援の「障害児専門保育施設」で保育を受けている障害児は、全国166ヶ所に6,137名であり、808の障害児統合保育施設3,476名、一般保育施設5,314名で、計14,927名である(Table 2)。障害児専門保育施設全体の定員充足率は76.5%で、2008年度の77.1%より若干減少しており、年々低充足率による財政問題を解決するため、2003年度より障害児専門保育施設の定員20%以内まで定型発達幼児を受け入れることが可能となり、現在は

## 韓国における幼児特殊教育の現状と課題

Table 2 障害児保育施設の現況 2010.12.31. 現在 (単位: 箇所, 名)

区分		設立主体					
		計	国・公立 保育施設	法人 保育施設	民間保育施設		家庭 保育施設
					法人外	民間 個人	
障害児 専門 保育 施設	施設数	166	31	100	5	28	2
	児童定員	8,024	1,181	5,456	254	1,093	40
	障害児在籍数	6,137	953	4,062	201	882	39
	障害児学級 保育士・特殊教 育教諭・治療士	2,530	397	1,674	79	367	13
障害児 統合 保育 施設	施設数	808	453	45	42	227	41
	児童定員	71,929	43,477	5,017	3,578	19,081	776
	障害児在籍数	3,476	2,068	199	195	904	110
	障害児学級 保育士・特殊教 育教諭・治療士	1,195	741	67	65	291	31

出典: 保育統計 (保健福祉部, 2011)

30%まで増加した (チョ, 2009)。

しかし、2010年12月現在、0～6歳に登録されている3,208,694名 (保健福祉部, 2011) の中で、障害乳幼児と推定される人口は、障害乳幼児の出現率を2% (キム・イ・ユ・ソン, 2007) と考えれば約64,174名であろう。新法制定後、以前に比べ障害乳幼児が幼児特殊教育機関や幼稚園、保育施設等で教育・保育を受ける機会が増えてきているものの、実際に幼児特殊教育機関や障害児専門保育施設等で教育・保育を受けている障害乳幼児は、幼児特殊教育機関および幼稚園 (計3,723名)、保育施設 (計14,927名) を合わせると18,650名で、64,174名の29.1%程度 (幼児特殊教育機関1.5%、通常の幼稚園4%、障害児専門保育施設9.6%、障害児統合保育施設5.4%、特殊教育支援センター0.3%、一般保育施設8.3%) にとどまっている (教育科学技術部, 2011a; 保健福祉部, 2011)。

2011年特殊教育統計 (教育科学技術部, 2011b) によれば、2011年4月現在、幼稚園全日制統合教育を受けている幼児は、幼児特殊教育対象者3,367名の49.3% (1660名)、時間制統合教育は27.4% (924名) で、合わせて76.7%が統合教育

環境で教育を受けている。イ・チェ (2004) の幼稚園特殊学級の運営体制に関する調査結果によれば、時間制統合が48.3%で最も多く、全日制統合29.3%、通級による指導1.7%であった。このことから、初等学校<sup>7)</sup>の全日制統合教育対象児童数は、初等学校特殊教育対象者数35,124名の15.9% (5,595名)、時間制統合教育対象児童数は63.8% (22,414名)、中学校の全日制統合教育対象生徒数は、中学校特殊教育対象者数20,508名の17% (3,478名)、時間制統合教育対象生徒数は53.4% (10,951名) に比べ、幼児期の方が全日制統合教育の比率が高いといえる。このように、新法制定による幼児特殊教育対象児に対する義務教育規定の影響で、障害乳幼児が統合教育および保育を受ける機会が増えつつある。

新法施行令第15条では、幼稚園課程の義務教育を実施するための保育施設の要件について、①「乳幼児保育法」による評価認定を受け、②障害乳幼児を担当する保育士が3名以上の場合は、保育士3名のうち特殊学校幼稚園教師免許状所持者1名を必ず配置することが規定されている。2011年4月現在、障害幼児に対して義務

教育を実施するための教育要件を充足している機関数は、特殊学校幼稚部155校、幼稚園特殊学級247学級、幼稚園通常学級1,119学級であり、障害児専門保育施設150ヶ所、障害児統合保育施設537ヶ所、一般保育施設368ヶ所である（保健福祉部, 2011）。このことから、障害乳幼児に対する義務教育施行が定着するようになれば、幼稚園通常学級や、障害児統合保育施設および一般保育施設で統合教育および統合保育を受ける障害乳幼児の割合がより高くなると予測される。

しかし、満3歳未満の無償教育と満3～5歳の義務教育で、幼児特殊教育機関と保育施設等、障害乳幼児の教育および保育を受ける機関の選択範囲は広がったものの、2008年特殊教育年次報告書にも指摘されたように、特殊教育教師の不足現象（教育科学技術部, 2008b）は、障害乳幼児の幼児特殊教育および統合教育の質的保障を妨げる主要要因となっている。ユ・ジョン（2011）は「イシューと論点」第310号で特殊教育の現況と問題点について、全国公立特殊学校教員の法的定員は16,264名であるものの、実際に任用されている教員は9,182名（56.5%）にとどまっており、通常学校の特殊学級では教師1人当たりの児童生徒数が5名を超えている現状であるため、特殊教育対象者の教育権を侵害されていると述べている。パク・カン・クォン・キム・キム・ペク（2011）によれば、1,478名の幼児特殊教育関係者や保護者等を対象に、幼児特殊教育対象児に対する義務教育の施行に当たっての優先課題を質問紙調査した結果、回答者の46%が、義務教育実施機関に特殊学校幼稚園教師免許状所持者を配置することであると回答した。また、私立幼稚園や保育施設で幼児特殊教育対象児を教育・保育する際に最も難しいこととして、幼児特殊教育担当教師の不足が挙げられた。

#### IV. 新法を中心とした特殊教育に関連する法令

韓国における特殊教育は、新法の他に、憲法、教育基本法、幼児教育法、幼児教育法施行令、

初・中等教育法、初・中等教育法施行令、障害者等に対する特殊教育法施行令・施行規則、特殊学校施設・設備基準令、特殊教育担当教員及び教育専門職人事管理基準、障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律、等の関連法令の定めにより実施されている。Table 3は旧法と新法の比較を示した。新法では、Table 3に示したように、①幼・高等教育が無償教育から義務教育に改正、②3歳未満の障害乳幼児に対する無償教育の実施、③大学内に障害学生支援センターを設置し学習支援を行う、④障害者の生涯教育を行う、⑤特殊教育実態調査を3年ごとに実施する、⑥特殊学級設置基準の改訂、⑦特殊教育支援センター設置運営の根拠の設定、⑧治療教育の条項を削除し、治療・支援等を関連サービスに含めることなどが規定された（教育人的資源部, 2007）。

障害乳幼児の無償教育支援に関しては、旧法では規定がなかったが、新法第3条では、特殊教育対象幼児・児童・生徒の幼・初等・中・高等学校における全課程の無償教育・義務教育が規定され、満3歳未満の障害乳幼児に対しては、早期発見・診断のためのスクリーニングの実施及び無償教育の提供が規定された。2011年4月現在、無償教育を受けている満3歳未満の障害乳幼児は161名、特殊学校の乳幼児学級195名である（教育科学技術部, 2011a）。

旧法施行令第13条第2項には、特殊学級の設置基準が示され、特殊教育対象者1名～12名以下である学校では1学級を設置することが規定されていたが、新法第25条では、幼稚園は1名～4名で1学級、初等学校は1名～6名で1学級、高等学校は1名～7名で1学級を設置することとし、その人数を超過した時には2学級以上を設置することが規定され、特殊教育対象児個人の特性と能力に基づく個別化教育が効率的に実施される基盤が設けられた。

これまで特殊教育教師の配置基準は特殊学校に対してのみ規定され、特殊学級や通常学級に在籍する特殊教育対象児に対する特殊教育教師の配置は困難であった。一方、新法第27条第3

## 韓国における幼児特殊教育の現状と課題

Table 3 「特殊教育振興法」と「障害者等に対する特殊教育法」の比較

主要内容	特殊教育振興法 (旧法)	障害者等に対する特殊教育法 (新法)
義務教育の年限	*義務教育等：第5条 ●初等・中学校：義務教育 ●幼・高等学校：無償教育	*義務教育等：第3条 ●幼・初等・中・高等：義務教育
障害乳幼児教育	規定なし	*義務教育等 (第3条) *障害の早期発見等 (第14条) ●3歳未満の障害乳幼児：無償教育
高等教育	規定なし	*障害学生支援センター (第30条) ●大学内に障害学生支援センター設立 ●学習支援の根拠を設ける
生涯教育	規定なし	*障害者の生涯教育課程 (第33条) ●障害者の生涯教育への支援の根拠を設ける
特殊教育実態調査	*特殊教育実態調査 (第9条) ●5年ごとに実施	*特殊教育実態調査 (第13条) ●3年ごとに実施
特殊学級設置基準	*施行令規定 ●1～12人の場合、1学級設置	*特殊学校の学級及び特殊学級の設置基準 (第25条) ●幼稚園：1～4人 ●初等：1～6人 ●高等学校：1～7人の場合、1学級設置 ●超過時2学級以上設置
特殊教育支援センター	規定なし	*特殊教育支援センターの設置・運営 (第11条) ●特殊教育支援センター設置運営の根拠を設ける
治療教育	*治療教育等 (第18・19条) ●特殊学校及び特殊学級に治療教育担当教員を配置する	*関連サービス (第28条) ●治療教育の条項を削除し、治療・支援等を関連サービスに含める

出典：特殊教育年次報告書 (教育人的資源部, 2007)

項では、「特殊教育教師の配置は、児童・生徒4名当たり1名とする」ことが規定されている。ただし、都市・農村・漁村・山村の均衡的な発展、及び特殊教育支援センターの運営状況と特殊教育対象児の地域別分布等を考慮し、特別市・広域市・道・特別自治道<sup>8)</sup>では教育科学技術部長官が教員を配置し、学校・学級別には教育監または教育長<sup>9)</sup>が配置基準の40%範囲内で教員を配置することができるとされている。

新法第11条では、教育監<sup>10)</sup>は特殊教育の対象となる幼児・児童・生徒の早期発見、診断・評価、情報管理、特殊教育研修、教授・学習活動の支援、特殊教育関連サービス支援、巡回教育等を担当する特殊教育支援センターを、全国の市・道教育行政機関別に設置・運営することとされた。新法制定以前は180ヶ所の市・郡・区教育庁<sup>11)</sup>に臨時設置・運営されていた特殊教育支援センターが、新法制定により2011年4月現

在、全国187ヶ所の特殊教育支援センターを設置・運営し、地域別の特殊教育支援体制が構築され、多様なサービスを円滑に提供することができるようになった。なお、全国特殊教育支援センター内の専門家として、特殊教育教師561名、リハビリ・福祉・治療教育教師140名、その他の教師8名、一般職21名、補助員等702名で、特殊教育分野の専門家1,432名が配置されている。

また、新法制定により、治療教育制度が廃止され、2008年に改訂された特殊学校教育課程の順次的な適用を考慮し、理学療法、作業療法等の治療的な支援を2009年から年次的に提供することになった。そこで、2009年には幼稚園課程と初等学校1～2年生、2010年には初等学校3～4年生と中学校1年生、2011年には初等学校5～6年生と中学校2年生、ならびに高校1年生、2012年には中学校3年生と高校2年生、

2013年には高校3年生の特殊教育対象児に提供することとなった。

新法第2条では、特殊教育関連サービスは、特殊教育対象児の教育を効率的に実施するために必要な人的・物的資源を提供するサービスであり、相談支援・家族支援・治療支援・補助者支援・補助工学機支援・学習補助機支援・通学支援及び情報アクセス支援などを含めると明記されている。新法第28条では、教育監は特殊教育対象児に対する家族支援、治療支援、補助者の提供、障害者用の教材・教具、各種学習補助機器、補助工学機器等の設備などを提供し、通学バスの支援、通学費の支援、通学補助者の支援など、総合支援対策を設けるよう規定されている。また、歩行訓練等、特定の障害のある幼児・児童に必要な特殊教育関連サービスにおいても、障害種別と程度によって、歩行訓練士等の専門家による専門的な関連サービスが提供されることとなった。

新法制定以前は障害を発見し、教育機関を探すのは保護者の責任であり、3歳未満の場合は、障害があっても私設治療機関で教育を受けることが多かった。しかし、新法第14条では、教育長・教育監は、乳幼児の障害の有無を早期に発見するために、地方自治体、保健所、及び病院間の緊密な協力体制を構築しなければならないことが規定されている。新法第16条では、特殊教育支援センターは、診断・評価が回付された後、30日以内に診断・評価を実施し、教育長・教育監は、特殊教育支援センターより通報された最終意見に基づいて、2週以内に特殊教育対象児としての選定及び教育支援内容を決定し、書面により保護者に通知するよう規定されている。

## V. 韓国の大学における幼児特殊教育科の設立と関連学会

2011年9月現在、特殊教育教員養成大学は全国で39校（定員1,786名）（内、幼児特殊教育教員養成課程を設置している大学は8校）であり、特殊教育大学院は3校（定員255名）、特殊教育

関連専攻を設置している教育大学院は40校（重複除外）である（教育科学技術部, 2011b）。特殊教育教師免許状は、特殊教育教員養成大学を卒業する場合及び一般教員免許状を所持し、かつ教育大学院や教育科学技術部長官が指定する大学院で特殊教育を専攻し、修士学位を取得した場合に付与される。

Fig. 2には、韓国の幼児特殊教育教師養成大学の中で規模の大きい大学である大邱大学校幼児特殊教育科の科目履修体系図を示した。幼児特殊教育科では150単位以上を卒業単位とし、教職科目において必要な単位を取得すれば、卒業とともに特殊学校幼稚園教師2級正教師資格が取得できる。卒業後の進路としては、特殊学校幼稚部、幼児特殊学校、幼稚園の特殊学級（時間制統合）、障害児専門保育施設と統合保育施設の特任教師、及び障害児関連施設などで勤務することができる。その具体的な履修科目の内容はFig. 2の通りである。しかし、韓国では特殊教育教師養成大学および幼児特殊教育教師養成大学で、一般中学校教師や幼稚園教師のような基礎免許状を取得するための複数専攻システムは整っていないため、卒業後の進路として通常学校や幼稚園等の統合教育担当教師への道を選択することはできない。

一方、韓国の幼児特殊教育に関する主要学会として、「韓国幼児特殊教育学会」がある。本学会創立の背景には、韓国における障害児の治療と教育に関する研究、及び会員資質の向上と障害児の統合保育の発展のために、1996年9月に韓国児童学会内に「幼児特殊教育研究会」が発足し、1997年1月22日に第1回の研究発表会が行われたことが契機となっている。上記学会には幼児教育関連者、発達心理学者、幼稚園教師、幼児特殊教育教師、治療士、児童福祉士等、幼児治療教育に協力する専門家が登録されている。学会機関誌として「韓国幼児特殊教育研究」が年4回刊行され、2001年に創刊号が刊行された。「韓国幼児特殊教育研究」は障害乳幼児とその家族のための教育・福祉・政策に関連する理論と実際に関する内容を扱い、主にア



韓国における幼児特殊教育の現状と課題

学年-学期	幼児教育関連科目	特殊教育関連科目	教養科目
1-1	幼児教育概論		相談及び進路 選択教養科目
	幼児発達論		
1-2		幼児特殊教育原論 特殊教育基礎	相談及び進路
2-1	幼児言語教育	発達遅滞乳幼児教育課程 発達遅滞幼児生理心理学	障害児診断・評価 聴覚障害児教育
	摂食及び身辺処理指導		精神肢体児教育
2-2	幼児観察実習	脳性まひ幼児言語及び動作訓練	
	幼児動作教育	発達遅滞幼児 PC 教育理論及び実習 幼児教材・教具の開発理論及び実習	
		幼児特殊教育関連サービス	
		自閉性障害児教育	
3-1	幼児科学教育	発達遅滞幼児の臨床実習	
	幼児の遊び指導	視覚障害児教育	
	幼児音楽教育	発達遅滞幼児の教育モデル分析	
		注意欠陥/多動性障害指導	
3-2	幼児健康教育	肢体障害教育	
	幼児社会教育	発達遅滞幼児の教育補助機器 発達遅滞幼児の言語介入法 発達遅滞幼児の統合教育	
		乳幼児発達遅滞の判定及び評価	
		幼児特殊教育論	
		コミュニケーション障害児教育	
4-1	幼児美術教育	発達遅滞幼児家族支援 幼児特殊教育教師論	発達遅滞幼児教育課程 幼児特殊教育国際比較
		幼児特殊教材研究・指導法 特殊教育工学	情緒・行動障害児教育 行動支援及び機能分析
		教育実習	
4-2	幼児数学教育	模擬授業実習	発達遅滞乳児個別指導
		発達遅滞幼児教育研究法	幼児特殊教育セミナー
		幼児特殊教育論理及び論述	乳児愛着増進機能訓練
	専攻必修	選択科目	発達遅滞幼児学級及び学校運営

Fig. 2 大邱大学校幼児特殊教育科の科目履修体系図  
出典：大邱大学校の幼児特殊教育科ホームページ（2011年12月 閲覧）

アメリカ合衆国の幼児特殊教育分科会（DEC; Division for Early Childhood）の研究動向と類似したテーマが掲載される傾向にある。

2009年には正会員130名であったが、2011年12月現在、正会員97名で減少傾向にある。正会員減少の原因として考えられるのは、韓国特殊教育学会の下に6つの分科会として、韓国学習障害学会、韓国肢体不自由児教育学会、韓国幼児特殊教育学会、韓国知的障害教育学会、韓国視覚障害教育リハビリテーション学会、韓国聴覚言語障害教育学会があり、また韓国特殊教育学会では毎年2回の学術大会を開催し、分科会別に研究発表会があり、それぞれの分科会においても別途学術大会が毎年1～2回開催されるため、年会費・学会参加費の負担や学術大会の頻繁な開催などが推測される。

## VI. 韓国における幼児特殊教育の今後の課題

これまで韓国における障害児保育を含め、幼児特殊教育の法的・制度的特徴と現状について概観してきた。以下では、韓国の幼児特殊教育の今後の課題について述べる。

第1に、障害幼児に対する質の高い幼児特殊教育を保障するために、義務教育実施機関における特殊学校幼稚園教師免許状所持者の確保および、障害幼児担当教師に対する定期的な研修の実施など、教師および保育士の専門性を強化することが求められる。キム（2011）は、2010年3月現在、全国150ヶ所の障害児専門保育施設に配属されている幼児特殊教育教員免許状所持者は平均0.9名、806ヶ所の統合保育施設には平均1名であり、全国の障害児専門保育施設では、233名の幼児特殊教育担当教員が不足しているため、3～5歳の障害幼児（約2,096名）が必要な支援を受けていない可能性があると推定できると述べている。今後特殊学校幼稚園教師充員拡大に関する課題については、教員採用試験の採用率向上に依存するだけでは根本的な対策にはならないと考えられる。幼児特殊教育教員養成大学のカリキュラムの見直しを通して、基礎免許状と特殊学校幼稚園教師免許状を

両方取得し、統合教育および統合保育を受けている多くの義務教育対象障害乳幼児に対して一定水準以上の支援を提供するよう、検討する必要があるのではないだろうか。

第2に、障害乳幼児に対する無償教育と義務教育の充実化を図るために、すべての障害乳幼児に対して個別化教育プログラムが作成され、それに基づいて教育および保育が行われるよう、すべての障害幼児のための個別化教育課程および保育課程の編成と、実行マニュアルの開発および普及が求められる。韓国の保育施設は保健福祉部管轄下で標準保育課程に準ずる保育を実施し、幼児教育機関は教育科学技術部管轄下で幼稚園教育課程に準ずる教育を実施しているため、障害幼児が教育を受ける機関や施設によって、異なる教育的支援が提供される可能性がある。イ・イ・イ・キム・イ・カン（2011）が保育施設における幼児特殊教育対象者の義務教育施行に対する施設長の認識についてフォーカス・グループインタビューを実施した結果、施設長らは義務教育施行による保育施設の教育課程編成および実行に関連する規定がわからず、困難を示していることがわかった。

第3に、統合保育プログラムの質的向上を図るために、障害幼児に対して義務教育を実施する機関を対象に、効果的な支援システムを開発・普及することが求められる。2011年4月現在、新法制定に伴い、障害乳幼児に対する統合教育および保育の実施（全日制統合49.3%、時間制統合27.4%）が拡散されているものの、統合教育および保育専門家の不足現象のため、障害乳幼児に対して提供する保育プログラムの質的保障に困難がある。キム・イ・ユ・ソン（2007）は、統合保育および教育の効率的な実行のためには、障害幼児についての理解と統合教育（保育）関係者同士の協力的な関係が求められると示した。また、チョ（2011）の研究によれば、評価認定を受け、義務教育実施可能な保育施設と選定された10ヶ所の障害児統合保育施設の49障害児担当教師のうち、28名（約57%）が特殊教師であったにも関わらず、11ヶ月間の外部支

## 韓国における幼児特殊教育の現状と課題

援者によるコンサルテーションを受けた後でも、基準以下の低い評価であったと報告している。チョ・キム(2010)の研究においても統合保育プログラムの質的側面について、短期間のコンサルテーションだけでは、その問題を克服し難いと指摘した。したがって、チョ(2011)の研究で指摘されたように、義務教育を実施する統合保育施設および幼稚園通常学級を対象に、障害乳幼児に対して適切なプログラムを提供しているかについてのフォローアップ評価が持続的に行われ、統合保育プログラムの質的向上を高める必要がある。

## 注

- 1) 教育科学技術部 (Ministry of Education & Science Technology) は、日本の文部科学省にあたる中央行政機関として、人的資源開発の政策樹立・総括・調整、学校教育・生涯教育及び学術科学技術革新の政策樹立・総括・調整・評価、原子力及び科学技術協力の他、科学技術振興に関する事務を管轄する。
- 2) 幼稚園課程特殊学校は、身体的・精神的・知的障害等のゆえに、特殊教育を必要とする幼児に対して幼稚園に準ずる教育と日常生活に必要な知識・機能および社会適応教育を行うために設立された、幼稚園課程のみの特殊学校である。
- 3) 障害児専門保育施設は、20名以上の未就学障害児を保育するために、「乳幼児保育法施行規則」による施設および設備を備えつつ、常時18名以上の障害児(9名以上の未就学障害児含む)を保育する施設の中で、市・道知事や市長・郡守、区廳長が障害児専門施設と指定している機関である。また、障害児3名当たり保育士1名を配置し、障害児数が3名を超過するたびに保育士を1名ずつ増員する。障害児9名当たり保育士1名は必ず特殊教育教師免許状保持者を配置する。
- 4) 障害児統合施設は、定員の20%以内で障害児終日制学級を編成・運営するか、あるいは障害児終日制学級を別途編成しないまま、未就学障害児を3名以上統合保育する保育施設である。保育士の配置基準および資格基準は障害児専門施設と同様である。
- 5) 保健福祉家族部(Ministry for Health, Welfare and

Family Affairs)は、日本の厚生労働省にあたる中央行政機関として、保健衛生と食品及び、国民保健に関する事務と医療・保険・国民年金、極貧の疎外階層に対する支援等、社会福祉の増進に関する事務、並びに女性福祉に関する事務を遂行する。なお、2010年1月、政府組織法が改正され、2010年3月19日から従来の女性部が女性家族部、保健福祉家族部が保健福祉部へ改編された。

- 6) 特殊教育支援センターは、地域社会においてすべての障害児・児童・生徒の早期発見、診断・評価、情報管理、特殊教育研修、指導・学習活動の支援、特殊教育関連サービスの支援、巡回教育等を担当する機関である。
- 7) 初等学校は、日本の小学校にあたる学校であり、1941年から国民学校と称されていたが、1996年以降初等学校に改称された。
- 8) 韓国の行政区域は、1特別市、6広域市、1特別自治道、8道からなっており、また特別市は自治区、広域市は自治区と郡、道は自治市と郡が置かれている。特別市と6広域市は2008年4月現在、総69の自治区が設置され、6広域市と8道には、総75の自治市と86郡が設置されている。
- 9) 教育長は教育行政機関である教育庁の最高責任者である。
- 10) 教育監は各市・道の教育、及び学芸業務を執行する市・道教育庁の長である。
- 11) 教育庁は特別市、広域市、道単位、及び1つまたは2つ以上の市・郡、自治区に置かれる地方教育行政機関である。

## 文献

- チェミンスック・パクゲシン・イキョンミョン・クムミスック(2009)포커스 그룹면담을 통한 장애영·유아교육과정 편성·운영에 관한 실태와 요구(フォーカス・グループ面談による障害乳・幼児教育課程の編成・実行に関する実態とニーズ). 유아특수교육연구(幼児特殊教育研究), 9(4), 53-75.
- チョンキョン(2009)장애 관련법을 통해 본 장애아 보육의 질적 제고 방안 모색(障害関連法に基づく障害児保育の質的向上策の模索). 특수교육(特殊教育), 8(1), 163-183.
- チョンキョン(2011)장애유아 의무교육 시행

- 보육시설에 대한 통합교육 컨설팅 효과 연구(障害  
幼児の義務教育を行っている保育施設に対する  
統合教育コンサルテーション効果の研究).  
육아정책연구(育児政策研究), 5 (1), 49-74.
- チョンキョン·김스진 (2010). 통합실행에  
대한 장애전담교사의 자기 평가와  
순회지원교사의 관찰평가(統合教育実行に対する  
障害児担当教師の自己評価と巡回支援教師の観  
察評価). 열린유아교육연구(ヨリン幼児教育研  
究), 15 (4), 217-238
- 保健福祉家族部 (2008) 障害児保育プログラム運  
営マニュアル.
- 保健福祉部 (2011) 保育統計.
- 김우니온·이소히온·유우니온·손신  
니 (2007) 장애영유아 통합교육 및 통합보육  
내실화 방안 연구(障害乳幼児の統合教育および  
統合保育の充実化の方策に関する研究).  
육아정책개발연구센터보고서(育児育児政策開発  
センター報告書).
- 김손에 (2011) 장애아동 이용 보육시설 통계  
현황을 통한 특수교육 유치원 의무교육 간주  
가능성과 한계성 탐색(障害児童の保育施設に關  
する統計資料に基づく幼児特殊教育における義  
務教育の可能性と限界). 유아특수교육연구(幼  
児特殊教育研究), 11 (1), 41-71.
- 김드닐 (2010) 특수교육학개론(特殊教育學  
概論). 학지사(ハッジ社).
- 教育人的資源部 (2003) 特殊教育年次報告書 2003.  
教育人的資源部 (2007) 特殊教育年次報告書 2007.  
教育科学技術部 (2008a) 障害者等に対する特殊教  
育法解説資料.  
教育科学技術部 (2008b) 特殊教育年次報告書  
2008.  
教育科学技術部(2010) 2011 年度特殊教育運営計画.  
教育科学技術部 (2011a) 特殊教育年次報告書.  
教育科学技術部(2011b) 特殊教育統計.
- 이비온인·이지히요·이미지온·김미  
스·이제·칸손리 (2011)  
보육시설에서의 유아특수교육대상자 의무교육  
시행에 대한 시설장의 인식\* - 포커스 그룹 인터뷰  
(保育施設における幼児特殊教育対象者の義務教  
育施行に対する施設長の認識-フォーカス・グ  
ループインタビュー). 유아특수교육연구(幼児特殊  
教育研究), 11 (1), 73-105.
- 이미손·칸온텍·초지온판  
(1999) 유아특수교육확대방안(幼児特殊教育の擴  
大方案). 研究報告書. pp.1-3. 国立特殊教育院.  
이스니·체요스 (2004)  
공립유치원특수학급운영의 현황 및 향후방향에  
관한 연구(公立幼稚園特殊學級運営の現況及び今  
後の方向性の検討に関する研究). 특수교육저널:  
이론과 실천(特殊教育ジャーナル:理論と実践),  
5 (1), 389-414.
- 이소히온 (2000) 특수아 조기교육 활성화를 위한  
정책적 과제 고찰(障害児における早期教育の活  
性化のための政策的課題の考察).  
특수교육학연구(特殊教育學研究), 35 (2),  
115-145.
- 이소히온 (2003) 유아특수교육(幼児特殊教育).  
학지사(ハッジ社).
- 박찬메 (1997) 障害児保育の現状と課題:  
韓国馬山市の統合保育の実態から. 日本保育学会  
大会発表論文抄録, pp. 860-861.
- 박히온옥·칸헝이온·콘텍안·  
김우니온·김진비·베쿠스 (2011)  
유치원과정 특수교육대상자 의무교육실시 방안  
에 대한 인식 및 요구(幼稚園課程の特殊教育対象  
者に対する義務教育実施方案に関する認識および  
ニーズ). 유아특수교육연구(幼児特殊教育研究),  
11 (3), 175-204.
- 大邱大学校幼児特殊教育学科ホームページ (2011  
年 12 月大邱大学校幼児特殊教育科ホームページ  
閲覧): <http://cms.daegu.ac.kr/specialkid/>
- 유지온·지온히온진 (2011) 특수교육의  
현황과 문제점(特殊教育の現況と問題点).  
이슈와 논점(イシューと論点), 310 号, 国会立法  
調査処.
- Ministry of Education, Science and Technology (2011)  
Act on Special Education for Disabled People  
—— 2011.9.5 受稿、2012.1.17 受理 ——

## The Current Situation and Challenges of Early Childhood Special Education in Korea

Jinhee KIM and Shigeki SONOYAMA

The present study was aimed to take a view of the current status of the early childhood special education in Korea, and to introduce the content. As for the law related to special education in Korea, previous "special education promotion law" is abolished and the new law " Act on Special Education for Disabled People" was established in May, 2008. Especially, the period of compulsory or free education to preschooler who becomes the object of special education is expanded, for example, infant from birth to less than 3 years old is to be a free, and preschooler from 3 years old to 5 years old is to be the object of a compulsory special education. It was newly prescribed to have to take into consideration the type and degree of disability, and provide special education and special education related service in infant and preschooler period. April 2011, the number of institutions and child care centers that are equipped with certain educational requirements as determined by the Presidential decree among the child care centers established according to the 'Infant Care Act' is although 155 special schools, 247 special classes of kindergartens, 117 regular classes of kindergartens , 150 specialized child care centers, 537 integrated child care centers, and 368 general child care centers, assignment rate for person with early childhood special education teaching certification is low, the quality of child care and education for preschooler from 3 years old to 5 years old is to be the object of a compulsory special education has been questioned. What is needed, therefore, in order to ensure a high quality early childhood special education, assignment to compulsory special education institutions who has a special school kindergarten teacher license, and implementing the regular training for teachers for preschoolers with disabilities, professional enhancement of teachers and nursery specialist be required

**Key words:** Korea, children with disabilities, early childhood special education, Act on Special Education for Disabled People

---

\* Institute of Special Education & Rehabilitation Science, Daegu University

\*\* Faculty of Human Sciences, University of Tsukuba